

令和7年度H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会 第2回 議事次第

日時：令和8年3月30日(月)

16時30分から17時00分

場所：オンライン開催

1 審議事項

- (1) 令和7年度の事業報告（案）、収支決算（案）及び監査報告（案）について
- (2) 令和8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について
- (3) 令和8年度規程類の策定について
- (4) 令和8年度東京都との協定締結について

2 報告事項

- (5) 令和8年度の委託契約について

<配布資料>

- ・資料1-1 令和7年度の事業報告（案）
 - ・資料1-2 令和7年度収支決算（案）
 - ・資料1-3 令和7年度監査報告（案）
 - ・資料2-1 令和8年度事業計画（案）
 - ・資料2-2 令和8年度収支予算（案）
 - ・資料3-1 令和8年度委員会会則（案）
 - ・資料3-2 令和8年度事務規程（案）
 - ・資料3-3 令和8年度財務規程（案）
 - ・資料3-4 令和8年度個人情報保護方針（案）
 - ・資料4 令和8年度東京都と実行委員会との協定書（案）
 - ・資料5 令和8年度委託契約の締結について（報告）
-
- ・参考資料 H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会 委員名簿

令和7年度HTT推進に向けた普及啓発・機運醸成事業 事業報告（案）

1 事業目的

ロシア・ウクライナ情勢等に端を発し、世界中でエネルギー価格が高騰し、国内の電力需給について厳しい状況が続いてきた。そのような状況を踏まえ、都は当面の電力ひっ迫という危機を乗り越え、その先を見据えた「脱炭素社会」の実現に向け、電力を「㊦減らす、㊧創る、㊨蓄める」のHTTの取組を実施している。

実行委員会は、都と連携し、本事業を通じて都内の事業者等に対し、HTT推進に向けた取組の普及啓発及び情報発信を進めていくため、都内の企業と連携したHTTのPRや都の主催イベントへのブース出展等を行う。

2 実施した事業の概要

都内事業者及び都民に対し、HTT推進に向けた取組を通じ、節電・省エネに向けた普及啓発及び機運の醸成を行う。

(1) 都内企業と連携したHTTのPRに係る企画・運營業務

HTT取組推進宣言企業に登録した都内企業11社と連携し、下表の取組を実施

	企業名	主な取組内容	連携開始
1	トヨタアルバルク東京(株)	・アルバルク東京の選手が実践している「寒い冬を乗り切るHTTアクション」をHTTWEBサイトで紹介	令和6年度
2	出光興産(株)	・「idemitsuでんき節電プログラム」の新規申込者にポイントをプレゼント	令和7年度
3	(株)エフエム東京	・ラジオ番組内で連携企業（西川精機製作所、京王電鉄）のHTTの取組について紹介	令和7年度
4	東京フットボールクラブ(株)	・ホーム戦（NO PLANET, NO TOKYO）イベント開催時）でのブース出展（未来をつくるHTTシュート等）	令和5年度
5	京王電鉄(株)	・「京王駅伝フェスティバル2025」でのブース出展（電力消費量クイズ、エアロバイク発電体験等）	令和7年度
6	(株)シップス	・FC東京とのタイアップ記事をWEBマガジン「SHIPS MAG」に掲載し、FC東京の選手がウォームビズスタイルを紹介	令和6年度
7	ダイキン工業(株)	・ダイキンファミリーデーにて、HTT体験型ブースを出展（発電パンチチャレンジ、節電タワーゲーム）	令和7年度
8	(株)東京きらぼしフィナンシャルグループ	・気候変動への対応をテーマとした事業者向けのセミナーを開催	令和7年度
9	東急不動産ホールディングス(株)	・当社協力イベントにて、HTTとのコラボトークセッションを実施し、HTTの基本情報や具体的なアクションの紹介	令和7年度

10	(株)西川精機製作所	・「下北沢天狗まつり（下北沢駅前）」にて当社開発の水素燃料電池を搭載した小型モビリティの試乗会を実施	令和7年度
11	(株)MIXI	・社内食堂にて都内産食材を活用した地産地消メニューを提供し、サプライチェーン全体の排出量削減に向けた取組を発信	令和7年度

(2) 都主催イベント等へのブース出展等に係る企画・運營業務
都主催等の下記の3イベントにおいてHTTブースを出展

	イベント名	日程	会場	主な内容
1	TOKYO GX ACTION CHANGING	5月17日・18日	東京ビッグサイト 東1~3/南1~4ホール	・体験コンテンツの実施（節電、発電） ・ノベルティの配布 ・HTT関連パネル、HTT関連グッズの展示 等
2	産業交流展 2025	11月26日~28日	東京ビッグサイト 西展示棟	・HTTナビゲーター相談コーナー設置 ・体験コンテンツの実施（節電） ・HTT関連パネル、HTT関連グッズの展示 ・ノベルティの配布 ・HTT連携企業の「取組紹介」 等
3	エコプロ 2025	12月10日~12日	東京ビッグサイト 東ホール	・体験コンテンツの実施（節電） ・HTT関連パネル、HTT関連グッズの展示 ・ノベルティの配布 ・HTT連携企業の「取組紹介」 等

(3) 広報用ホームページの運用・管理及びHTTのSNSの運用

①広報用ホームページ

- ・本事業にて実施及び出展した全てのイベント情報及び協賛企業の紹介等を行うホームページを開設し、保守及び情報更新等を実施
- ・全体で105,661PV

②SNS

- ・本事業のSNSとして、X（旧：Twitter）・Instagramのアカウント運用を実施
- ・連携企業との取組や各種イベント等について投稿
- ・投稿回数：X ~~490~~ 61回、Instagram ~~44~~ 42回
- ・SNS広告として、Xにより都内企業との連携事業等について発信

(4) HTTの推進に向けた戦略的なPRの実施

①HTTキャラバンの実施

- ・12月18日、20日、23日の3日間、HTTクリスマスツリー（自分がやってみたいHTTの取り組みが書いてあるオーナメントを飾って、オリジナルのクリスマスツリーを作成）を使用し、都内3か所（連携企業オフィス（MIXI、出光興産）、渋谷スクランブルスクエア）でHTTの普及啓発活動を実施
- ・利用者、通行者等に対し、ブランケット等のノベルティを配布

②ニュースレターの配信

- ・連携企業2社（出光興産、ダイキン）に節電・省エネ等に関するインタビュー記事や、節電・省エネ等に関するアクション記事を配信

③メディアタイアップ

- ・「PRESIDENT」誌及び「PRESIDENT Online」にて、連携企業（東急不動産ホールディングス）の記事を掲載
- ・「東洋経済」誌及び「東洋経済 Online」にて、連携企業（出光興産）の記事を掲載

（５）実行委員会の開催

【第１回】

日 時：令和８年２月１６日（月）１６：００～１６：３０

開催方法：オンライン開催

審議事項：令和８年度HTT推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会の運営及びPR企画業務委託について

【第２回】

日 時：令和８年３月３０日（月）１６：３０～１７：００

開催方法：オンライン開催

審議事項：令和７年度の事業報告、収支決算

令和８年度の事業計画及び収支予算

令和８年度規程類の策定、都との協定締結、委託契約 等

（６）協賛の募集

①募集期間

前期：令和７年４月１７日（木）から５月７日（木）及び

後期：令和７年１０月２９日（木）から１１月１２日（金）

②協賛企業：延べ１２社

【前期（６社）】

- ・イーエスジーテクノロジーズ株式会社（製品（冷房部品）展示）
- ・SPACECOOL 株式会社（製品（素材サンプル）展示）
- ・株式会社カミーノ（製品（日用品）展示）
- ・Nature 株式会社（製品（スマート家電）展示）
- ・株式会社昭栄美術（製品（展示台）展示）
- ・ミンフル（製品（災害用品）展示）

【後期（６社）】

- ・屋上緑化システム株式会社（事業（太陽光発電）展示）
- ・シグニファイジャパン合同会社（製品（電化製品）展示）
- ・加藤軽金属工業株式会社（事業（冷却技術）展示）
- ・株式会社ミクニライフ&オート（製品（日用品）展示）
- ・キューパッケージ株式会社（製品（容器）展示）
- ・株式会社ライスレジン（製品（日用品）展示）

令和7年度HTT推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会 収支決算（案）

（収入の部）

（単位：円）

大科目	内容	予算額	決算額	差引増減	備考
負担金収入	東京都負担金	322,310,000	322,310,000	0	東京都からの負担金収入
雑収入	協賛金その他	0	0	0	
計		322,310,000	322,310,000	0	

（支出の部）

（単位：円）

大科目	内容	予算額	決算額	差引	備考
事業運営費	イベント推進費	320,000,000	299,998,600	20,001,400	HTTの普及啓発・機運醸成に係る委託費等
	雑支出	500,000	0	500,000	
	小計	320,500,000	299,998,600	20,501,400	
事務局運営費	総務費	1,310,000	13,410	1,296,590	委員報酬、振込手数料
	雑支出	500,000	100,000	400,000	収入印紙購入
	小計	1,810,000	113,410	1,696,590	
計		322,310,000	300,112,010	22,197,990	

監査報告（案）

HTT 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会（以下「実行委員会」という。）設置要綱第 4 条 4 項に基づき、実行委員会の令和 7 年度の帳簿等並びに決算について、監査を行った。その方法及び結果について次のとおり報告する。

1 監査の方法

令和 7 年度 HTT 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会財務規程（以下「財務規程」という。）に定める帳簿類及びその他の関係書類の照合等、必要と認められる監査手続きを用いて、実行委員会の会計事務が財務規程に基づき適正に行われているか、収支決算書が正確に作成されているかを検証した。

2 監査の結果

（1）会計事務の監査結果

会計事務については、財務規程に基づき適正に行われているものと認められる。

（2）収支決算の監査結果

収支決算の計数については、誤りのないものと認められる。

令和 8 年 月 日

HTT 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会監事

令和 8 年度 HTT 推進に向けた普及啓発・機運醸成事業 事業計画書（案）

1 事業目的

東京都では、電力の HTT「㊦減らす、㊧創る、㊨蓄める」をキーワードに据え、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進している。

実行委員会は、都と連携し、本事業を通じて都内の事業者等に対し、HTT 推進に向けた普及啓発や機運醸成を進めていくため、都内の企業と連携した HTT の PR 等を行う。

2 事業概要

都内事業者及び都民に対し、HTT 推進に向けた取組を通じ、節電・省エネに向けた普及啓発及び機運の醸成を行う。

令和 8 年度は、都内の企業 10 社程度と連携した HTT の普及啓発及び機運醸成を図るための PR 事業を行うとともに、HTT の推進に向けた戦略的な PR 等を実施していく。

3 実施スケジュール

【令和 8 年】

4 月以降随時 都内の企業 10 社程度と連携した HTT の普及啓発及び機運醸成を図るための PR 事業の実施

※実行委員会については、必要に応じて随時開催するほか、令和 9 年 2 月上旬から中旬に翌年度の委託契約について、3 月下旬に当年度の実績報告及び決算案、翌年度の事業計画案等について審議するために開催する。

令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会 収支予算（案）

(収入の部)

(単位：円)

大科目	内容	予算額	備考
負担金収入	東京都負担金	285,710,000	東京都からの負担金収入
雑収入	協賛金その他	0	協賛者からの協賛金収入、その他の収入
計		285,710,000	

(支出の部)

(単位：円)

大科目	内容	予算額	備考
事業運営費	イベント推進費	283,400,000	HTTの推進イベントに係る委託費等
	雑支出	500,000	その他の支出
	小 計	283,900,000	
事務局運営費	総務費	1,310,000	委員会の開催、事務局の運営、振込等に係る経費
	雑支出	500,000	総務費に含まれないその他の経費
	小 計	1,810,000	
計		285,710,000	

令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会会則（案）

（目 的）

第 1 条 この会則は、H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会設置要綱（以下「要綱」という。）に基づき設置された令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会（以下「実行委員会」という。）の運営に必要な事項を定める。

（定足数）

第 2 条 実行委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

（代理出席）

第 3 条 委員が出席できない場合は、委任状（別記様式）により代理人を定め、会議に出席させることができる。この場合、当該代理人には、委員と同一の権限を付与するものとする。

（議決事項）

第 4 条 実行委員会は、次の事項を議決する。

- （1）会則、事務規程及び財務規程等の制定及び改廃に関すること
- （2）事業計画の策定及び事業報告の承認に関すること
- （3）H T T 推進に向けたイベントの企画、広報及び実施に関すること
- （4）都内事業者と連携した H T T の推進に向けた P R 活動の実施に関すること
- （5）都内事業者等に対する H T T ロゴ（関連ロゴマークを含む。）の使用承認に関すること
- （6）予算の編成及び決算の承認に関すること
- （7）イベントの事業成果の総括に関すること
- （8）その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること

2 議決事項は、出席した委員（代理出席を含む。以下同じ。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（経 費）

第 5 条 実行委員会の運営に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

（報酬及び旅費）

第 6 条 委員、オブザーバー及び監事への報酬及び旅費は、支給しないものとする。ただし、委員長が必要と認めた場合に限り、東京都の規定に準じて支払うことができるものとする。

（事務局）

第7条 実行委員会の事務を処理するため、東京都産業労働局産業・エネルギー政策部内にH T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を置く。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる

3 事務局長は、委員長の命を受け、実行委員会の事務を統括し、事務局員を指揮監督する。

4 事務局次長は、事務局長の命を受け、事務局の事務をつかさどり、事務局員を指揮監督する。

（企画選定委員会）

第8条 実行委員会及びH T T推進に向けたイベント等の運営を委託する業者を審議し選定するため、企画選定委員会を置く。

（残余財産）

第9条 実行委員会が解散するときに存する残余財産は、東京都に帰属する。

（守秘義務）

第10条 実行委員会の活動において知り得た情報は、その情報を委員長の許可なく、実行委員会以外の第三者に開示若しくは漏洩、または実行委員会の活動以外の目的に使用してはならない。

（補 則）

第11条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は令和8年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会事務局

職名	所属団体・職名
事務局長	東京都産業労働局産業政策連携促進担当部長
事務局次長	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部産業政策連携促進担当課長
事務局員	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課職員

委任状

（代理人）

団体名 _____

職・氏名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

1 委任日（期間）

2 委任事項

以上

年 月 日

（委任者）

団体名 _____

職・氏名 _____

令和8年度H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会事務規程（案）

（目 的）

第1条 この規程は、令和8年度H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務の効率的運営と、その責任の明確化を図るため、必要な事項を定める。

（事案の決定）

第2条 事案の決定は、実行委員会の会議で議決すべきものを除くほか、その重要度に応じ、別表1に定める者が行うものとする。

2 事案を決定する者（以下「決定権者」という。）が不在で、当該事案について至急に決定を行う必要があるときは決定権者があらかじめ指定した者が決定する。

（事案の決定方式）

第3条 事案の決定は、決定事項を記載した文書（以下「起案文書」という。）に当該事案の決定権者が署名により行うものとする。

2 前項の起案文書は、当該事案の決定権者が、原則として起案用紙（別記様式第1号）により自ら作成し、又は事務局職員のうちから起案者を指定し、その者に必要な指示を与えて作成させるものとする。

（文書の取扱い）

第4条 文書は正確、迅速、丁寧に取り扱い、事務が能率的かつ適正に行われるように処理及び管理しなければならない。

2 実行委員会に係る起案文書等に係る情報公開については、東京都の関連規程に準ずるものとする。

（文書主任の設置及び職務）

第5条 事務局に文書主任を置き、東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課課長代理（管理担当）の職をもってこれに充てる。

2 文書主任は、事務局長の命を受け、次の職務に従事する。

- （1）文書の收受、配付及び発送に関すること。
- （2）文書の審査に関すること。
- （3）文書の整理、保管、保存、引き継ぎ及び廃棄に関すること。
- （4）その他文書事務に関し必要なこと。

（簿 冊）

第6条 文書の管理は文書番号簿（別記様式第2号）に記載して行わなければならない。

（文書の記号と番号）

第7条 実行委員会が収発する文書には、「HTT実委」の記号を付し、一連の番号を記載しなければならない。

(文書の浄書及び発送)

第8条 浄書した文書は、起案文書と照合の上、第10条に定める印章を押印し、発送を要するものは、その手続をしなければならない。ただし、決定権者が認めた場合、上記印章の押印を省略することができる。

2 浄書、照合、印章を押印、発送をした者は、起案文書のそれぞれの欄に署名しなければならない。

(文書の整理及び保存)

第9条 文書は、常に整然と分類して整理し、完結・未完結の区分を明らかにし、必要に応じて利用できるようにしておくとともに、別表1に定める保存期間の間保管しておかなければならない。

(印章の名称、寸法、ひな型等)

第10条 実行委員会の事務局に、「HTT推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会委員長之印」を置く。

2 印章の書体、ひな型及び寸法は別表2のとおりとする。

(印章の管理)

第11条 印章の管理は、事務局長が行い、印章に関する事務をつかさどる。

2 事務局長は、文書主任に印章に関する事務を処理させることができる。

(印章の使用)

第12条 印章の押印を求めようとする者は、印章使用簿（別記様式第3号）に必要な事項を記入し、押印しようとする文書に決定済みの起案文書を添え、文書主任の照合を受けなければならない。

(補 則)

第13条 この規程に定めのない実行委員会の事務処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この規程は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものとする。

別表 1（第 2 条関係）

決定権者	事案の区分		保存期間
委員長	1	基本方針の策定に関する事	5 年
	2	重要事項の決定に関する事	
	3	規程の制定及び改廃に関する事	
	4	予定価格が 1,000 万円以上の契約に関する事	
	5	前各号のほか、特に重要な事項に関する事	
事務局長	1	事務局の運営に関する事	3 年
	2	契約に係る事業者選定に関する事	
	3	予定価格が100万円以上1,000万円未満の契約に関する事	
	4	前各号のほか、重要な事項に関する事	
事務局次長	1	委員会の会議の開催に関する事	1 年
	2	予定価格が100万円未満の契約に関する事	
	3	支出及び収入の事務手続きに関する事	
	4	前各号のほか、軽易な事項に関する事	

別表 2（第10条関係）

書式	ひな型	寸法
てん書体	<p>HTT推進に向けた普 及啓発・機運醸成 実行委員会 委員長之印</p>	方24mm

様式第1号（第3条第2項関係）

				保存期間				引継ぎ	
文書記号・番号			HTT実委第 号			処 理 経 過	施 行		令和 年 月 日
文書の取扱い				の 回 付 ・ 施 行 上 の 注 意		決 定	令和 年 月 日		
						施行予定	令和 年 月 日		
						起 案	令和 年 月 日		
先方の文書		令和 年 月 日				収 受	令和 年 月 日		
あて先				発 信 者 名		浄書照合	印章照合・押印	発 送	
決定権者	委員長	事務局長	事務局次長	件 名					
起 案			審 議					審 査	
協 議									

令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会財務規程（案）

（目的）

第 1 条 この規程は、令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会（以下「実行委員会」という。）の財務及び会計についての基本的な事項を定めることにより、実行委員会の事業の効率的かつ適正な実施に資することを目的とする。

（財務管理の基本）

第 2 条 実行委員会の財務は、法令、条例、H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会設置要綱、H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会会則及びその他実行委員会が定める規程による。

（会計年度）

第 3 条 委員会の会計期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までとする。

（会計責任者）

第 4 条 実行委員会の会計責任者は、委員長とする。

2 委員長は、出納に関する事務を事務局長に処理させるものとする。

（勘定科目）

第 5 条 実行委員会の勘定科目は、別表により処理するものとする。

（予算編成及び執行の原則）

第 6 条 予算は、事業実施に見込まれるすべての収入及び支出内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 予算は、最小の経費をもって最大の効果をあげるよう編成し、計画的かつ効率的に執行しなければならない。

（予算案の作成）

第 7 条 委員長は、事業計画及びそれに基づく収支予算案を作成し、実行委員会の会議に提出し、承認を得ることとする。

（予算の執行）

第 8 条 事務局長は、当該目的及び区分に従って、予算を執行しなければならない。

2 予算の支出は、大科目毎に定められた金額の範囲内でこれを行わなければならない。ただし、予算執行上やむを得ない場合には、予算を流用することができる。この場合において、事務局長はその事由を付し委員長の承認を受けなければならない。

(指定金融機関)

第9条 実行委員会の預金口座を設ける金融機関（以下「指定金融機関」という。）の指定及びその変更は、事務局次長が行う。

(金銭の出納)

第10条 事務局に金銭出納員を置き、東京都産業労働局産業・エネルギー政策部計画課課長代理（経理担当）の職にあるものをもって充てる。

2 事務局次長は、金銭の出納に関する事務を金銭出納員に委任する。

3 金銭出納員は、金銭の出納に当たり、証票類を審査し、出納の内容及び経過を明らかにした文書、その他の関係書類を添付し、事務局次長の審査を受けなければならない。

(収入手続)

第11条 事務局長は、収入金額が確定したときは、請求書を作成し、納入者に送付しなければならない。

2 金銭を収入した場合は、原則として領収書を相手方に交付する。ただし、金融機関等において振込みが行われた場合は、その控えをもって領収証とし、希望のある場合のみ、別途領収書を発行する。

3 収入金は、指定金融機関に預金するものとし、直接これを支払資金に充ててはならない。

(支出手続)

第12条 事務局長は、支出を行おうとするときは、勘定科目、支払金額及び支出の内容が適切であるかを調査して、債権者からの請求書の内容を確認の上、行わなければならない。ただし、以下の場合はこの限りではない。

(1) 請求書を徴収しがたい場合

(2) その他事務局長が請求書を徴する必要があると認めた場合

2 前項の規定により、支出を行った場合は、相手方から領収証書を受け取らなければならない。ただし、領収証書を徴することが困難な支払いについては、事務局次長の支払証明書その他支払の確認ができる書類によって領収証書に代えることができる。

(仮払い)

第13条 契約上又は事業の運営上、資金の前渡又は概算により支払を行う必要がある場合においては、仮払いにより行うことができる。

(契約方法)

第14条 実行委員会が締結する契約は、公募による見積もり競争又は企画提案審査による特命随意契約の方法により行うものとする。

(随意契約)

第15条 前条の規定により特命随意契約をする場合は、次の各号のいずれかに該当しなけ

ればならない。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき
- (2) 競争入札に付することができないとき
- (3) 予定価格が100万円未満の売買契約その他の契約をするとき
- (4) 前各号に定めるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき。

(契約書の作成等)

第16条 事務局長は、契約の相手が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約事項及び履行期限その他必要な事項を記録した契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 電気、公衆電気通信等の役務の提供を受けるもの又は法令等の定めによりその必要がないものであるとき
- (2) 契約金額100万円未満の契約
- (3) 物品を売り払う場合において、買い受け人が代金を即時に支払って物品を引き受けるとき
- (4) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で、慣行によるもの、又は、事務局長がその必要がないと認めたものであるとき

3 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は契約の性質上必要がないと認める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする。

(検 査)

第17条 事務局長は、請負契約、物件の買入又は役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、あらかじめ職員を指名し、必要な検査をさせなければならない。

(決算資料の作成等)

第18条 委員長はすべての収支金額確定後、収支計算書及び事業報告書を速やかに作成し、実行委員会の会議に提出し、承認を得ることとする。

(帳簿類)

第19条 事務局長は実行委員会の適正な財務管理を図るため、次に掲げる帳簿を備え、整理しなければならない。

- (1) 現金出納簿
- (2) 収入管理簿
- (3) 支出管理簿

(補 則)

第20条 この規程に定めのない実行委員会の会計処理は、東京都に準じて行うこととす

る。

附 則

この規程は、決定の日から施行し、令和8年4月1日から適用するものとする。

別 記

第1号様式	現金出納簿（第10条、第19条関係）
第2号様式	収入調定書（第11条関係）
第3号様式	支出決定書（第12条関係）
第4号様式	支出決定書〔資金前渡〕（第13条関係）
第5号様式	精算額調定書（第13条関係）
第6号様式	収入管理簿（第11条関係、第19条関係）
第7号様式	支出管理簿（第12条関係、第19条関係）

収 入 調 定 書

収入番号	H T T実委収第	号	予算主管担当		調定担当
調定担当			事務局次長	課長代理(調査)	担当者
作成日	令和	年	月	日	
決定日	令和	年	月	日	

下記のとおり調定する。

年度	令和	年度			
科目					
金額					円
件名					
納入者					
収入方法	1 口座振込		2 現金		
備考					

出納		
調査	出納員	登録日

収入管理簿	現金出納簿

支 出 決 定 書

支出番号	H T T 実委支第	号	予算主管担当		調定担当
執行担当			事務局次長	課長代理(調査)	担当者
作成日	令和	年	月	日	
決定日	令和	年	月	日	

下記のとおり支出する。

年度	令和	年度	支払予定日	令和	年	月	日
大科目			中科目				
金額	円						
件名							
債権者							
支払方法	1 口座振込		2 現金		3 口座振替		
備考							

出納		
調査	出納員	登録日

収入管理簿	現金出納簿

支 出 決 定 書

支出番号	H T T実委支第	号	予算主管担当		調定担当
執行担当			事務局次長	課長代理(調査)	担当者
作成日	令和	年	月	日	
決定日	令和	年	月	日	

下記のとおり支出する。

年度	令和			年度	支払予定日	令和	年	月	日
内 訳	No.	大科目	中科目	金額	内容				
	1			円					
	2			円					
	3			円					
合計				0 円					

資 金 前 渡 請 求 書

請求金額	0 円
<p>ただし、 0 0 0 に要する資金</p> <p>上記のとおり請求します。 令和 年 月 日 H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">資金前渡受者</p> <p>上記のとおり領収しました。 令和 年 月 日 H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">資金前渡受者</p>	
支払方法	<input type="checkbox"/> 1 口座振込 <input type="checkbox"/> 2 現金

出納		
調査	出納員	登録日

収入管理簿	現金出納簿

精 算 額 調 定 書

支出番号	H T T 実委支第	号	予算主管担当		調定担当
執行担当			事務局次長	課長代理(調査)	担当者
作成日	令和	年	月	日	
決定日	令和	年	月	日	

下記のとおり調定する。

年度	令和		年度		
内 訳	No.	大科目	中科目	金額	
	1			円	
	2			円	
	3			円	
合計				0 円	

前 渡 金 精 算 書

精算内容	領収額	0 円	支払額	0 円	差引戻入額	0 円
------	-----	-----	-----	-----	-------	-----

ただし、 H T T 実委支第 0 号決定資金前渡についての精算

上記のとおり精算します。

年 月 日

H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会事務局長 殿

資金前渡受者

印

戻入方法	1 口座振込	2 現金
------	--------	------

出納		
調査	出納員	登録日

収入管理簿	現金出納簿

支 出 管 理 簿

令和 年度 (予算科目)		予算額			予算残額 (推定額)			
					予算残額 (確定額)			
					予算残額 (執行済額)			
	件 名	受領額	推定日	推定額	確定日	確定額	支出日	支出済額
合計額		0		0		0		0

別表

(収入の部)

大科目	中科目	内容
負担金収入	東京都負担金	東京都からの負担金収入
雑収入	協賛金その他	協賛者からの協賛金収入、その他の収入

(支出の部)

大科目	中科目	内容
事業運営費	イベント推進費	HTT推進に向けたイベントの運営等に係る委託費、都内事業者と連携したPR活動実施に係る委託費、事業PRに係る委託費等
	雑支出	その他の支出
事務局運営費	総務費	イベント開催、準備業務、事務局備消耗品等に係る費用
	雑支出	総務費に含まれないその他の経費

令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会個人情報保護方針

H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会（以下「実行委員会」という。）では、個人情報の収集・利用・管理について、次のとおり適切に取り扱うとともに、安全性を確保するために次の取組を実施する。

1 個人情報の保護に関する法令等の遵守

H T T 推進に向けたイベント等の実施や都内事業者と連携した H T T 推進に向けた P R 活動の実施に係る個人情報の取り扱いにあたっては、「個人情報の保護に関する法律」及びその他の関係法令を遵守する。

2 実行委員会としての責務

個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とする。

また、個人情報の収集目的を超えた実行委員会内における利用及び委員会以外の者への提供は、今後の開催にかかる案内や、実行委員会構成団体からの施策及びこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切行わない。

3 個人情報の安全管理措置の徹底

個人情報を取り扱う情報管理の責任者を置き、個人情報保護のための適切な管理に取り組む。

また、提供を受けた個人情報を漏えい、盗難、紛失、破壊等から保護し維持するため、適切な対策を講じる。

4 その他個人情報の取り扱いに関する事項

本人から自己の個人情報について開示または利用停止を求められた場合及び開示の結果、誤った情報があり、訂正または削除を求められた場合は遅滞なく対応する。

また、実行委員会委員・事務局及び関係機関のすべての者に対してこの方針を徹底し、セキュリティ意識の向上を図る。

令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成事業の実施に関する協定書

東京都（以下「甲」という。）と令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会（以下「乙」という。）は、H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成を図るための事業を実施するため、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成事業について、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第 2 条 本協定の期間は、協定締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間とする。

（事業内容）

第 3 条 H T T 推進に向け事業者・都民が一体となって取組を進めていくために、事業者向けの支援策について効果的な情報発信を行うと共に、H T T 推進のための P R ツール等を活用して事業者等に対し取組の P R や節電に対する呼びかけを行うことで、普及啓発・機運醸成を図っていく。

（業務分担）

第 4 条 事業の実施における甲乙の業務分担は、次のとおりとする。

（1）甲の業務分担

- ア 事業の企画及び実施等の協議並びに助言に関すること
- イ 事業の企画、実施、及び実行委員会の運営に係る経費の負担

（2）乙の業務分担

- ア 事業の企画及び実施等に関すること
- イ 実行委員会の運営に関すること

2 乙は、自己の分担業務について、第三者に委託できるものとする。

（経費の負担）

第 5 条 甲は、乙に対し、乙の事業実施に係る経費支出に充当する資金として、事業収支予算に基づく負担金の額を上限として甲の予算の範囲内において支出する。

2 乙が解散するとき存する残余財産については、甲に引き継ぐこととする。ただし、物品等については甲乙協議の上、取扱を定めることができる。

（事業計画の変更）

第 6 条 乙は、乙の事業計画及び H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成事業に係る予算額を変更しようとするときは、甲乙間において別途協議するものとする。

（負担金の払込）

第7条 乙は、甲に対して事業の負担金の支払を請求し、甲はその内容を審査し、適正と認めるときは、請求金額を乙に支払うものとする。

(経理)

第8条 乙は、事業に関して専用の口座を開設するとともに他の事業から区分して会計を設け、経理を明確にしなければならない。

2 乙は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、常に経理状況を明らかにするとともに、当該帳簿及び当該証拠書類を本事業終了後5年間保管し、乙が解散後は甲に適正に引き継ぐものとする。

3 甲は乙に対し、いつでも前項に定める経理に係る帳簿等の閲覧を求めることができる。

(事業報告及び決算報告)

第9条 乙は、毎年度末及び事業終了までに、別記第1号様式により速やかに事業報告書、収支決算及びその他甲の指示する書類を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(負担金の精算)

第10条 甲は、前条の規定により提出のあった書類について、速やかにその内容を調査・審査の上、適当と認めるときは、負担金の額を確定し、乙に対して別記第2号様式により通知する。

2 乙は、前項による額の確定通知を受けたときは、ただちに別記第3号様式により精算するものとする。

(事務処理状況の調査)

第11条 甲は、必要と認めるときは乙の事務処理状況を調査することができる。

2 甲は、前項の調査に当たり、第8条に定める帳簿その他の関係書類等の提出を乙に求めることができる。

(事業内容及び経費負担の変更)

第12条 第3条に定める事業内容及び第5条に定める経費負担額を大幅に変更又は事業を中止する場合は、甲乙協議の上、決定する。

(解除及び負担金の返還)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合、甲及び乙は、本協定を任意に解除するとともに、当該時点までに要した実費について、甲乙協議の上相応の負担を行うものとする。この場合において、甲は、乙に対し支払った負担金の一部又は全部について、実費に係る負担を除き返還を求めることができる。

(1) 甲又は乙が本協定書の各条項に著しく反したとき

(2) 甲において、公益上の見地から事業を中止する必要性が生じたとき

(3) 乙において、事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき

(4) 荒天・天変地異などの影響によりやむを得ず中止する場合

2 甲及び乙は、前項の規定に基づき、本協定を解除したため本協定の相手方に損害が生じても、その賠償の責めを負わない。

(損害賠償責任)

- 第14条 甲及び乙は、本協定に定める義務を履行しないため本協定の相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償としてその相手方に支払わなければならない。
- 2 事業の実施に当たり、甲又は乙の責めに帰すべき事由により、本協定の相手方又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負う。
 - 3 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ甲又は乙が損害を賠償したときは、甲又は乙はその相手方に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

(個人情報の取扱い)

- 第15条 甲及び乙が、分担業務により取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とし、他人に漏らしてはならない。運營業務終了後においても同様とする。
- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
 - 3 甲又は乙の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
 - 4 甲及び乙は、事業が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に廃棄する。

(裁判管轄)

- 第16条 本協定に関して生じた甲乙間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(権利の帰属)

- 第17条 事業の実施により得られる成果及び著作物に対する著作権は、乙に帰属するものとする。ただし、実行委員会が解散した場合は、その全部を甲に移転するものとする。
- 2 甲及び乙並びに乙の構成員は、それぞれの事業において必要があると認める場合には、本件による乙の保有成果物を利用できるものとし、乙は別途料金を請求しないものとする。

(協定の変更)

- 第18条 甲及び乙は、運營業務の内容等を変更する必要があるとき又は経済情勢の変動、不可抗力その他予期することができない事由により本協定に定める条件が不適当となった場合は、協議の上本協定を変更することができる。

(補則)

- 第19条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は、その都度誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

協定締結の証として甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都
知事 ○○ ○○

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成事業実行委員会
委員長 ○○ ○○

(別記第 1 号様式)

年 月 日

東京都知事

様

所在地
名称
代表者氏名

印

令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成事業の
実施に係る事業報告書・収支決算書の提出について

このことについて、令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成事業の実施に関する協定書第 9 条の規定に基づき、別添のとおり提出します。

(別記第2号様式)

産労産計第 号
年 月 日

名称
代表者名

東京都知事

印

令和8年度H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成事業の
実施に係る東京都負担額の確定について

このことについて、 年 月 日付けで提出のありました令和6年
度H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成事業の実施に係る事業報告書及び
収支決算書については、記載のとおり承認いたします。

また、東京都が負担する額について、下記のとおり確定しましたので通知し
ます。

記

負担金額確定額 金 円

(別記第3号様式)

年 月 日

東京都知事
様

所在地
名称
代表者氏名 印

令和8年度HTT推進に向けた普及啓発・機運醸成事業の実施に
係る負担金精算書

このことについて、年 月 日付 産労産計第 号で額の
確定のあった標記の件について、下記のとおり精算します。

記

精算額
金 円

委託契約の締結について

令和 8 年 2 月 1 8 日付で公募を行った令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会の運営及び P R 企画業務委託について、1 社から企画の提案がなされ、令和 8 年 3 月 2 6 日開催の企画選定委員会で審査した結果、TOPPAN 株式会社の提案が優れていると判断された。よって、下記のとおり契約を締結する。

記

- 1 件 名 令和 8 年度 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会の運営及び P R 企画業務委託
- 2 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 3 契約予定金額 263, 392, 800 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 4 予算科目 令和 8 年度 事業運営費 イベント推進費
- 5 契約の相手方 TOPPAN 株式会社
- 6 契約方法 H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会財務規程第 1 4 条及び第 1 5 条に基づき、企画提案審査による特命随意契約とする。
- 7 審査結果 別紙「審査結果報告書」のとおり

審査結果報告書

令和8年3月26日

H T T 推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会事務局

令和8年3月26日に開催された企画選定委員会において、TOPPAN 株式会社の提案が優れていると判断されたため、同社の提案を採択する。

1 選考の経緯等

1者から企画提案がなされ、企画選定委員会において審査基準に基づく厳正な審査を行った結果、TOPPAN 株式会社（A社）の提案が優れていると判断された。

2 項目別評価

評価項目	A社
事業目的の実現性・実効性	59
都内企業と連携したH T T のP Rに係る企画・運營業務	183
H T T の広報・P Rの工夫等	88
運営体制の信頼性	44
合計	374

令和7年度第2回H T T推進に向けた普及啓発・機運醸成実行委員会 出席者名簿

職名	所属団体・職名	氏名
委員長	東京都産業労働局産業・エネルギー政策部長	米澤 鉄平
委員	東京都政策企画局計画調整部計画調整担当課長	竹村 友晴
委員	東京都環境局総務部広報担当課長	安達 紀子
委員	公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター 省エネ推進・事業支援担当課長	斉田 多恵子
委員	株式会社東京ビッグサイト総務部総務課長	門田 直之
委員	公益財団法人東京都中小企業振興公社総合支援部 総合支援課長	松川 英郎
委員	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 企画部連携企画室担当課長	福田 良司